平成２３年（フ）第６７９号
熊本市九品寺５丁目14番23―402号
債務者　松永眞主美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８２０号
熊本市長嶺南２丁目８番22号　シャトレ長嶺208号
債務者　瀬下裕加理
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８３０号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘１棟504号
債務者　久野　郁子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
静岡県富士市伝法1939番地の２　レオパレス滝下Ａ―104号、前住所静岡県富士市今泉３丁目20番29号
債務者　山口　政彦
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１６７５号
東京都町田市木曽西１丁目４番16号フジハイツ205
債務者　関川　政志
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９号
石川県輪島市門前町広岡７の10番地１市営広岡住宅Ｅ―８号室、従前の住所石川県輪島市町野町徳成谷内チ部16番地２
債務者　川本　菜水
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午前10時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第７４号
愛媛県大洲市田口甲2183番地１
債務者　岩田　弓子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５３７号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目10番72号
債務者　谷口　友江
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１２７号
埼玉県北本市二ツ家４丁目55番地10
破産者　岩澤　俊政
1　決定年月日　平成24年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第７１号
熊本県人吉市西間上町2352番地の３
破産者　有限会社人吉フーズ
1　決定年月日　平成24年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１８号
熊本市小山６丁目17番11号、開始決定時の住所熊本県人吉市上田代町1020番地
破産者　板橋　伸介
1　決定年月日　平成24年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目14番地ニューライフかわむらＡ101号
破産者　島城　政広
1　決定年月日　平成24年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５２２号
熊本市神園２丁目９番38号
破産者　有限会社システム工房
1　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
2　一般調査期日　平成24年３月７日午後４時
平成24年１月６日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５１４４号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目11番28号
破産者　有限会社純眞塗装工業所
1　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
2　一般調査期日　平成24年３月１日午後３時30分
平成24年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５号
兵庫県芦屋市奥池町22番16号
破産者　若山　愛子
1　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
2　一般調査期日　平成24年３月22日午前10時30分
平成24年１月５日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５６号
広島市安佐北区亀山２丁目26番３―６―201号
破産者　村上　　薫
1　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
2　一般調査期日　平成24年３月７日午後４時30分
平成24年１月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２６０号
大阪市住吉区我孫子５丁目９番３号　藤第１マンション301号
破産者　藤木　　誠
1　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
2　一般調査期日　平成24年３月５日午後３時30分
平成24年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部